

・計画に記載すべき法定事項等と交通ビジョン2022本体・別冊での対応について

	計画に記載すべき法定事項等	交通ビジョン2022本体	別冊での対応	
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	①地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な事項	・p48「基本方針1～4」	-	
	②計画の区域	-	1 「福岡県交通ビジョン2022」の対象区域	・県全域であること、県をまたぐ系統に関すること等必要に応じて近隣県を対象とする旨を記載
	③計画の目標	・p86～87「施策目標」	5 施策目標の達成状況の評価	・補助を活用して維持する運行系統に係る数値指標を記載
	④③の目標を達成するために行う事業・実施主体	・「事業」についてはp48～「展開する施策」※「実施主体」は、別冊において記載	4 県内を運行する公共交通	・県内を運行する事業者について記載することにより、事業の実施主体を記載
	⑤計画の達成状況の評価に関する事項	・p85「成果の検証と新たな施策の検討」※補助事業に係るものは別冊で記載	5 施策目標の達成状況の評価	・補助事業に係る目標、評価手法等について記載 ※系統毎の目標等は別紙に記載
	⑥計画期間	・p2「計画期間」	2 別冊の対象期間	・別冊の計画期間を記載
	⑦その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項	-	-	-
地域公共交通補助金確保維持改善	①地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	-	3 公共交通の位置づけ・役割等	・公共交通全体における鉄軌道、路線バス、コミュニティ交通等各交通モードの位置づけや役割を整理して記載
	②前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	-	3 公共交通の位置づけ・役割等	・地域間幹線系統補助を活用して運行を維持・確保する必要性について記載
	③地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	-	3 公共交通の位置づけ・役割等 4 県内を運行する公共交通	・「3 公共交通の位置づけ・役割等」において県における地域間幹線系統の概要を記載 ・「4 県内を運行する公共交通」において県内を運行する事業者について記載することにより、事業の実施主体を記載
	④地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	p86～87「施策目標」	5 施策目標の達成状況の評価	・利用者数、収支率、公的負担の額に係る目標、評価手法について記載